平成２２年（フ）第５６号
福島県郡山市富田町字塩ノ草37番地の22　山田荘２号
債務者　菅野　正男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
埼玉県川口市並木２丁目24番２号
債務者　遠原　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０２号
名古屋市中川区畑田町１丁目２番地　市営畑田荘１棟308号
債務者　横澤　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字上ノ畑998番地５
債務者　柳田　美香（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４２号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅19―203
債務者　飛田　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８６号
名古屋市中村区中島町３丁目50番地の５
債務者　名和　敏夫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４０号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町長洞5894番地　レオパレス旭ケ丘Ⅲ106号
債務者　竹次　剛史
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４号
神戸市中央区御幸通３丁目２番４―813号
債務者　市村　義則
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６号
神戸市垂水区中道２丁目１番25―404号、従前の住所神戸市垂水区平磯３丁目４番11号
債務者　山田けい子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８号
神戸市北区南五葉２丁目４番12―504号
債務者　橋本　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９号
神戸市北区南五葉２丁目４番12―504号
債務者　中西　知子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２号
神戸市垂水区名谷町3340番地の75
債務者　峯瀬　貴之
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６号
神戸市須磨区車字下大道1243番地　サンビレッジ須磨Ｇ―102号
債務者　向井　昌和
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５号
神戸市長田区花山町２丁目10番５号　ときわ花山ハイツ203号、従前の住所神戸市須磨区東落合２丁目19番303―401号
債務者　古田　博信
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７号
神戸市東灘区岡本２丁目12番９号　青陽苑102号
債務者　ケーアイエスこと　石原　達雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５号
名古屋市千種区汁谷町11番地　リーデンスクエア茶屋ヶ坂703号
債務者　玉木　　博
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１６号
名古屋市港区宝神３丁目1308番地　第２グランドハイツ服部203号
債務者　王野　真也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部